

ID: 251

担当部署: 監査委員事務局

<b>処分の概要</b>	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
<b>法令名 根拠条項</b>	地方自治法施行令 第99条	
<b>法令番号</b>	昭和22年政令第16号	
<b>【根拠条文】</b>		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第91条第1項及び第2項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第91条第3項から第5項まで	地方自治法第74条第6項各号	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条第6項各号
	普通地方公共団体の長	監査委員
第92条第1項	地方自治法第74条第1項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条第1項
第92条第3項ただし書及び第4項	地方自治法第74条第7項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条第7項
第94条第1項	地方自治法第74条第5項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条第5項
第95条の2	地方自治法第74条の2第1項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条の2第1項
第95条の3	地方自治法第74条の2第5項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条の2第5項
第95条の4	地方自治法第74条の2第6項	地方自治法第75条第6項において準用する同法第74条の2第6項
第96条第1項	地方自治法第74条第1項	地方自治法第75条第1項
	同法第74条の2第6項	同条第6項において準用する同法第74条の2第6項
	同法第74条第5項	同法第75条第6項において準用する同法第74条第5項

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

第 96 条第 2 項	地方自治法第 74 条の 2 第 10 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項
第 97 条第 1 項	地方自治法第 74 条第 5 項	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 5 項
	普通地方公共団体の長	監査委員
第 98 条第 1 項	普通地方公共団体の長	監査委員
第 98 条第 2 項	普通地方公共団体の長	監査委員
	第 74 条第 3 項の規定による議会の審議	第 75 条第 3 項の規定による事務の監査
第 98 条の 3 第 1 項	地方自治法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3	地方自治法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3
第 98 条の 3 第 1 項ただし書	同法第 74 条の 2 第 10 項	同法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条の 2 第 10 項

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日